

日 薬 業 発 第 347 号  
令 和 2 年 11 月 13 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いに関するものです。

今般、薬剤師法施行規則の一部が改正され、令和2年9月1日から適用されたことに伴い、分割調剤及び調剤録の取扱いについて改められました。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年11月10日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

保医発 1110 第 1 号  
令和 2 年 11 月 10 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

### 保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて

標記については、「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」（昭和36年6月14日付け保険発第57号）により実施しているところだが、今般、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の一部が改正され、令和2年9月1日から適用されたことに伴い、下記のとおり取扱いを改めるので、貴管下の保険薬局等に対して周知徹底を図られたい。なお、従前の「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」（昭和36年6月14日付け保険発第57号）は廃止する。

#### 記

##### 1 分割調剤について

保険薬局における分割調剤は、2以上の保険薬局において分割調剤することが認められること。

##### 2 調剤録について

保険薬局において作成する保険調剤録は、次に該当する事項を記入すること。

なお、この調剤録は、調剤済となった処方箋又は患者の服薬状況や指導内容等を記録したもの（薬剤服用歴等）に調剤録と同様の事項を記入したものをもって代えることができること。

(1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項

(2) 患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者被扶養者の別

(3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方箋に記載してある用量、既調剤量及び使用期間

(4) 当該薬局で調剤した薬剤及び当該調剤等についての請求項目、請求点数及び患者負担金額